

議案第6号

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

子ども医療費の助成対象を中学校3年生までの子どもから高校3年生相当までの子どもに拡大するとともに、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱が改正されることに伴い、同一の医療機関において、ひと月当たり10日を超える入院及びひと月当たり5回を超える通院に係る自己負担金を無料とし、子育て世帯の経済的負担の軽減及び子どもの保健対策の充実を図るため、条例の一部を改正するものである。

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、婚姻している者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）又は就職し、保護者の被扶養者でない者を除く。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による子ども医療自己負担金の算定に当たっては、同一の月における一の医療機関への入院の日数が10日を超える場合又は同一の月における一の医療機関への通院の回数が5回を超える場合の当該日数及び回数は含まないものとする。

別表市町村民税所得割課税世帯の項中「200円」の次に「ただし、1人の子どもが、同一の医療機関において、同一の月にした11日目以降の入院又は6回目以降の通院は、0円とする。」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第4項の規定 公布の日

（2） 第4条の改正規定及び別表の改正規定 令和5年8月1日

（高校生相当の子どもに係る医療費の助成に関する経過措置）

- 2 前項本文に規定する施行の日前になされた高校生相当の子どもの医療に係る医療費の助成については、この条例による改正後の富津市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（子ども医療自己負担金に関する経過措置）

- 3 附則第1項第2号に規定する施行の日前になされた医療に係る子ども医療自己負担金については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例の規定による受給券の交付その他新条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。